

番 号：諮問第160号

答申日：令和元年9月11日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年5月28日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を2度送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年6月29日付け地政第04170002号ー7で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成27年7月6日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 平成 17 年 3 月、国土調査法に基づき県は岩出町に対し、地籍調査を指定し、地籍調査図を作成し、法務局に登録させた。この地籍図は大字上三毛字北原地番であり、昭和 31 年 9 月 30 日内閣総理大臣の告示と地番位置が異なる。
- (2) 地番の移動は不可能であることは分かりながら移動地番の根拠資料又は文書を隠し、認証書交付のために「誤りがない」とした県は、地番の移動を認めて岩出市に修正を求めるべきである。
- (3) 地番が何時移動したかについては、「作成又は取得していない」と言えず、和歌山県土木部が昭和 50 年前後頃、道路位置指定で地番を移動させたことが認められるとしている。非開示決定ではなく、特定を仕直し開示すべきである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

当初本件開示請求に対する担当課として市町村課が対応していたが、請求内容から請求の対象となる公文書を特定することが困難であったため、補正を求めたところ、当該補正に対する回答がなかった。よって、再度補正を求めたところ、異議申立人より架電あり、地籍図に関する事で地域政策課（当時。平成 30 年度から地籍調査に関する事務は用地対策課が所管）が対応すべき案件だと回答があったものである。

以上の経緯から、対象となる公文書は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 2 条第 5 項における地図の作成に関する根拠資料であると特定でき、当初の請求内容にある「地籍図一覧表」とは、「地籍図一覧図」の誤りであると考えられた。

なお、「地籍図一覧図」とは、複数枚にわたる「地籍図」同士の隣接関係を明示した図面であり、「地籍図」とは地籍調査の成果の 1 つである。

地籍調査では、事業実施主体が登記所地図（いわゆる公図）等を基礎として「調査図素図」を作成し、これを現地で所有権者等の立会確認を行い、その結果の閲覧を経て「地籍図」、「地籍図一覧図」という成果を作成する。成果は他にもう 1 つ、「地籍簿」というものも作成される。

事業実施主体（市町村）はこれら成果について県に認証を請求し、県は国の承認を得て認証を行い、成果は登記所へ送付される。

以上のように、県は認証者として地籍調査の成果を所有しているが、「地籍図一覧図」の地名地番の根拠となった資料又は文書は、「調査図素図」を作成するための基礎資料であるため、事業実施主体でない県は作成又は取得しておらず、非開示決定を行ったものである。

なお、実施機関は、異議申立人に対し、国土調査法第 19 条に基づく認証者として県は地籍調査の成果を所有しており、地名地番の根拠資料は地籍調査の事業実施主体でない県では所有していないことを教示している。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は、「地籍図一覧図」の地名地番の根拠となった資料又は文書を請求していると認められる。

実施機関の説明によると、地籍調査の事業実施主体は市町村であり、県は市町村からの認証請求に対する認証を行う認証者としての立場にあるため、「地籍図一覧図」の地名地番の根拠となった資料又は文書である「調査図素図」を作成するための基礎資料は、事業実施主体である市町村が保有し、県は「作成又は取得していない」ため、非開示決定を行った旨説明する。

当審査会が、実施機関から提出を受けた資料を検討したところ、異議申立人のいう根拠となった資料又は文書については存在しなかった。また、実施機関の説明からしても、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との理由は特段不合理ではない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 27 年 8 月 4 日	○諮問（実施機関）
平成 27 年 8 月 17 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 27 年 8 月 27 日	○異議申立人からの意見書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 10 月 17 日	○審議
平成 31 年 2 月 12 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 31 年 2 月 18 日	○実施機関からの資料を受理
平成 31 年 3 月 6 日	○審議
平成 31 年 3 月 27 日	○審議
平成 31 年 4 月 16 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 5 月 28 日	平成 16 年度和歌山県那賀郡岩出町大字船戸には字北原が存在しない。岩出町大字船戸は昭和 31 年 9 月 30 日 和歌山県知事小野真次告示・内閣総理大臣鳩山一郎告示以降であるが、大字船戸字北原については県議会の議決がない。当該地籍図一覧表全部地名、地番等は全て虚偽である。これらの地名地番の根拠となった資料又は文書全て原本開示。
平成 27 年 6 月 19 日 (補正後) 口頭による	地籍図に関する事。